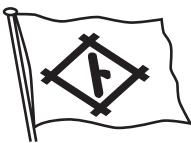


# 定 款

2022年6月28日



飯野海運株式会社

# 飯野海運株式会社定款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、飯野海運株式会社と称し、英文ではIINO KAIUN KAISHA, LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1) 海運業
- 2) 船舶代理業
- 3) 不動産の売買、賃貸借、管理、仲介および鑑定評価
- 4) 貸ホールおよび貸会議室の経営
- 5) 不動産の管理に付隨する煙草、酒類その他陶漆器等の地方物産販売
- 6) 建築ならびに土木の設計監督および請負
- 7) 倉庫業
- 8) コンビニエンスストアの経営
- 9) スポーツ施設の経営
- 10) 飲食店の経営
- 11) 写真スタジオの経営
- 12) 食料品の輸入、仕入および販売
- 13) 船員派遣事業
- 14) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公 告 方 法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、4億4,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第9条 当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の単元未満株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株 主 総 会

#### (株主総会の招集および招集地)

第13条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて隨時これを招集する。

2. 当会社の株主総会は、東京都区内で開催する。

#### (定時株主総会の基準日)

第14条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

#### (招集権者および議長)

第15条 取締役社長は、株主総会を招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

#### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等の電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は8名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
3. 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会はその決議によって、取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。

2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めがある場合を除き取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第28条 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

### (監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は 5 名以内とする。

### (監査役の選任方法)

第30条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (補欠監査役の選任)

第32条 当会社は、法令または本定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。

2. 補欠監査役の選任方法は第30条第 2 項を準用する。
3. 補欠監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
4. 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

### (常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めがある場合を除き監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任限定契約)

第38条 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第39条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第42条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第44条 期末配当金および中間配当金ならびにその他の金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）が、支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息を付さない。

(附則)

第1条（株主総会参考書類等の電子提供措置等に関する経過措置）

1. 定款第18条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2条（取締役の任期に関する経過措置）

第21条の規定にかかわらず、2021年6月25日開催の第130期定期株主総会において選任された取締役の任期は、2023年3月末日に終了する事業年度に関する定期株主総会の終結の時までとする。なお、本附則は、当該期日経過後、これを削除する。

最近の改正	1957年(昭和32年)11月29日
	1960年(昭和35年)11月28日
	1962年(昭和37年) 5月29日
	1964年(昭和39年) 2月27日
	1964年(昭和39年) 3月31日
	1972年(昭和47年) 5月30日
	1975年(昭和50年) 5月30日
	1982年(昭和57年) 6月29日
	1987年(昭和62年) 6月26日
	1991年(平成3年) 6月27日
	1994年(平成6年) 6月29日
	1997年(平成9年) 6月27日
	1998年(平成10年) 6月26日
	2000年(平成12年) 6月29日
	2002年(平成14年) 6月27日
	2003年(平成15年) 6月27日
	2004年(平成16年) 6月29日
	2005年(平成17年) 6月29日
	2005年(平成17年)11月1日
	2006年(平成18年) 6月29日
	2009年(平成21年) 6月25日
	2010年(平成22年) 1月6日
	2012年(平成24年) 6月27日
	2016年(平成28年) 6月28日
	2022年(令和4年) 6月28日